出題趣旨・採点基準（民事訴訟法）配点 50 点

本問は、民事訴訟の手続において当事者がした事実の主張、証拠申出及び自白の訴訟法上の効果について問うものである。訴えが適法である場合には裁判所が訴訟物に対して本案判決で判断をする義務を負っている。これを前提に、弁論主義の内容を踏まえて、本問の貸金返還請求訴訟において、Ｘ及びＹがした又はすることが想定される陳述や証拠申出等を具体的に摘示しつつ、それらに即して、各訴訟行為が、裁判所及び当事者の判断や訴訟行為にどのような効果を及ぼすかを論ずることが求められる。